

○木更津市営体育施設管理規則

平成28年3月31日

規則第20号

改正 令和元年5月23日規則第2号

令和3年3月31日規則第29号

令和5年3月29日規則第13号

令和5年8月4日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年木更津市条例第11号。以下「条例」という。）第19条の規定により木更津市営体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第8条の許可を受けようとする者は、体育施設使用（取消・変更）許可申請書（別記第1号様式）を次項に規定する日から使用しようとする日までに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる使用区分に応じ、同表の右欄に掲げる受付開始日から受け付ける。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

使用区分	受付開始日
木更津市民体育館 木更津市営弓道場	使用しようとする日の属する月の前月の1日。ただし、2月の使用は1月4日
木更津市営野球場 木更津市営江川総合運動場（第1野球場、第2野球場、管理棟会議室及びサッカー場）	使用しようとする日の属する月の前月の2日。ただし、2月の使用は1月5日
木更津市営貝渕庭球場 木更津市営江川総合運動場（庭球場）	使用しようとする日の属する月の前月の3日。ただし、2月の使用は1月6日
木更津市営江川総合運動場（陸上競技場）	使用しようとする日の属する月の前月の4日。ただし、2月の使用は1月7日

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の申請があった場合において、条例第8条の許可をしたときは、当該申請をした者に体育施設使用（取消・変更）許可書（別記第2号様式）を交

付するものとする。

(使用券による場合の使用許可の特例)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、体育施設使用券（別記第3号様式）により、アマチュアスポーツを目的として個人が体育館競技場、柔道場、剣道場又は弓道場の一部を使用しようとする場合は、条例第15条の規定による使用料の納付をしたときに使用の許可の申請があったものとみなす。

2 前項の規定による申請があった場合は、体育施設使用券の発行をもって体育館競技場、柔道場、剣道場又は弓道場の一部の使用を許可したものとみなす。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、体育施設使用券は、使用しようとする日の午前8時30分から午後4時までの間に限り発行するものとする。

4 体育施設使用券は、発行した当日に限り有効とする。ただし、日付印のないものは無効とする。

(使用の不許可)

第5条 指定管理者は、第2条第1項の申請があった場合において、条例第10条の規定により許可をしないときは、体育施設使用不許可（取消・変更）通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者による使用の申請の取消し及び変更)

第6条 条例第8条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る申請を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、体育施設使用（取消・変更）許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、条例第8条の許可を取り消し、又は当該許可の内容を変更したときは、体育施設使用（取消・変更）許可書を、使用者に交付するものとする。

(使用の制限、許可の取消し及び許可の停止)

第7条 指定管理者は、条例第11条の規定により、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくはその使用を停止させるときは、体育施設使用不許可（取消・変更）通知書により、使用者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、条例第15条に規定する使用料を、体育施設使用（取消・変更）許可書又は体育施設使用券の交付を受けるときに納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、体育施設使用券を交付したときは、領収書を発行しない。

(使用料の還付申請)

第9条 条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、体育施設使用料還付申請書（別記第5号様式）に体育施設使用（取消・変更）許可書及び使用料を納付したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により還付することができる使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第16条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第16条第2号に該当する場合 使用料の5割に相当する額

(使用料の減免申請)

第11条 条例第17条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減額（免除）申請書（別記第6号様式）を体育施設使用（取消・変更）許可申請書と併せて指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第17条に規定する公益上その他特別の理由があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げるものがアマチュアスポーツを目的とした大会等の行事のため体育施設を使用する場合

ア 木更津市

イ 木更津市教育委員会

ウ 木更津市立の小学校及び中学校

エ 木更津市のスポーツ協会（同協会加盟団体含む。）

オ 木更津市立の保育園

(2) 条例第5条の規定による君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「関係市」という。）

と協議して定めるところにより、次に掲げるものがアマチュアスポーツを目的とした大会等の行事のため市民体育館を使用する場合

ア 関係市

イ 関係市の教育委員会

ウ 関係市の市立の小学校及び中学校

エ 関係市の市立の保育園

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(行為の許可)

第13条 条例第12条の許可を受けようとする者は、体育施設模様替え等許可申請書（別記第7号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、体育施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、同項の体育施設模様替え等許可申請書により指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 宣伝、契約の勧誘、物品の販売又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(2) 文書又は図画を掲示し、又は散布すること。

(3) 見学等のため集団で体育施設内に立ち入ろうとすること。

(体育施設の損傷等の届出)

第14条 体育施設を損傷し、又は著しく汚損した者は、直ちにその旨を市長又は指定管理者に届け出なければならない。

(条例第9条第3項の規則で定める者)

第15条 条例第9条第3項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 体育施設内において、公益を害し、秩序や風俗を乱す者又は乱すおそれのある者

(2) 市長又は指定管理者が立入りを禁止した区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者

(3) 許可なく体育施設を使用する者

(4) 体育施設内において、正当な理由がなく危険物を携帯している者又は体育施設内にこれを持ち込もうとする者

(5) その他管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

（平成28年木更津市教育委員会規則第1号）附則第2項第2号の規定による廃止前の木更津市営体育施設管理規則（昭和54年木更津市教育委員会規則第8号。以下「廃止教育委員会規則」という。）の規定によりなされている申請、届出、許可、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、許可、決定その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある廃止教育委員会規則の様式による用紙は、廃止教育委員会規則の施行後においても、この規則の規定に関わらず当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年5月23日規則第2号）

この規則は、令和元年6月4日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年8月4日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年8月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式 (第2条第1項・第6条第1項)

体育施設使用（取消・変更）許可申請書

指定管理者 様

(電話)

下記のとおり体育施設の使用を（取消し・変更）したいので申請します。

使 用 施 設 名		☐ 市民体育館 ☐ 弓道場 ☐ 市営野球場 ☐ 江川陸上競技場 ☐ 柔道場 ☐ 貝渚庭球場 ☐ 江川第1野球場 ☐ 江川サッカー場 ☐ 剣道場 ☐ 江川庭球場 ☐ 江川第2野球場 ☐ その他（ ）									
（ 月 分 ）	日（曜）	日（ ）	日（ ）	日（ ）	日（ ）	日（ ）	日（ ）	日（ ）	日（ ）		
	時 間										
使用日時	コ－ト等										
使 用 目 的		☐ 練 習 ☐ 大 会 ☐ その他（ ）				使用人員		人			
使 用 内 容											
使 用 設 備		品名	シャワー								
		数量	（男・女）								
規 定 料	円	加 算 使用料	円	減免額		円			納 付 額	円	
				木更津市営体育施設 管理規則第12条		号該当					
使用責任者 （申請者と同じ場合は記入不要）				（住 所） （氏 名）		電 話					
備 考 （取消し・変更理由）											

第2号様式（第3条・第6条第2項・第9条）

第 号

体育施設使用（取消・変更）許可書

年 月 日

様

指定管理者

下記のとおり体育施設の使用（取消し・変更）を許可します。

使 用 施 設 名		☐ 市民体育館 ☐ 弓道場 ☐ 市営野球場 ☐ 江川陸上競技場 ☐ 柔道場 ☐ 貝渕庭球場 ☐ 江川第1野球場 ☐ 江川サッカー場 ☐ 剣道場 ☐ 江川庭球場 ☐ 江川第2野球場 ☐ その他（ ）								
(月分)	日(曜)	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	
	時 間									
	使用日時 コート 等									
使 用 目 的		☐ 練 習 ☐ 大 会 ☐ その他（ ）				使用人員		人		
使 用 内 容										
使 用 設 備		品名	シャワー							
		数量	(男・女)							
規 定 使 用 料	円	加 算 使用料	円	減免額		円		納 付 額	円	
				木更津市営体育施設 管理規則第12条		号該当				
使用責任者 (申請者と同じ場合は記入不要)		(住 所) (氏 名) 電話								
備 考 (取消し・変更理由)										

○施設を使用する時は、「使用許可書」を係員に提示し、チェックを受けてください。

○施設器具等損傷した場合は、係員に必ず報告してください。

原符No.	No.
体育施設使用券 ()	体育施設使用券 ()
施設名称	施設名称
使用期日 年 月 日	使用期日 年 月 日
使用時間 午前 午後 夜間	使用時間 午前 午後 夜間
料金 円	料金 円
指定管理者	指定管理者

第4号様式（第5条・第7条）

体育施設使用不許可（制限・取消・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあった（許可をした）体育施設の使用は、次の理由により許可することができない（使用を制限する・使用許可を取消す・使用許可を停止する）ので通知します。

使用施設名		許可番号	
理 由			

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

体育施設使用料還付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名
(団体の場合は団体名・代表者名)
電話 ()

年 月 日付け第 号で許可のありました の使用につ
いては、次の理由により使用できません（できなかった）ので、前納した使用料の（全部）を
還付していただきたく申請いたします。

使用できない理由				
還 付 申 請 額	円	内 訳	施 設 使 用 料	円
			付属設備使用料	円
納 付 済 額	円	内 訳	施 設 使 用 料	円
			付属設備使用料	円
使 用 予 定 日	年 月 日（曜日）		午前 時 分から 午後 時 分まで	
使用予定施設名			使用予定 付属設備名	
還 付 方 法	1 現金払 2 口座払 金融機関名 口座番号 名義			
備 考				
(注) 添付書類 1 使用料納付済証 2 体育施設使用（取消・変更）許可書				

第6号様式（第11条）

体育施設使用料減額（免除）申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所

氏名

（団体の場合は団体名・代表者名）

電話 （ ）

次のとおり体育施設の使用料の減額（免除）を申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日（曜日）午前 時 分から午後 時 分まで 年 月 日（曜日）午前 時 分から午後 時 分まで
使 用 施 設 名	
使用付属設備名	
競 技 種 別	
減額（免除）を受けようとする理由	
備 考	

第 7 号様式（第13条）

体育施設模様替え等許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所
氏名
(団体の場合は団体名・代表者名)

体育施設の使用に際し、次のとおり模様替え等をしたいので申請します。

使用許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けようとする行為	
許可を受けようとする理由	
備 考	

別記第1号様式（第2条第1項・第6条第1項）

第2号様式（第3条・第6条第2項・第9条）

第3号様式（第4条第1項・第3項）

第4号様式（第5条・第7条）

第5号様式（第9条）

第6号様式（第11条）

第7号様式（第13条）